



# 夏を安全に楽しく

## 犯罪から身を守りましょう

生活・交通安全係／8階 ☎(3228)8736 FAX(3228)5658

夏は、子どもたちが事件や犯罪に巻き込まれやすい時期です。被害に遭わないよう、日頃から家庭でできることを話し合しましょう。

### 確認しよう「子ども110番の家」

怖いと思ったら、大きな声で叫んで周りの人に助けを求め、近くの交番や「子ども110番の家」のステッカーが貼ってある家(店)に走って逃げ込むようにしましょう。

また、親子で一緒に地域を歩いて、「子ども110番の家」や、緊急時に駆け込める安全な場所を確認しておきましょう。

### 登録しよう「安全・安心(防犯)メール」

区内で発生した犯罪・不審者情報を、電子メールで受け取れます。右の二次元コードから登録してください。

☆登録の手続きなどについて詳しくは、区HPで確認を



### 覚えよう「いかのおすし」

「いかのおすし」は、不審者に遭った時の対処方法を覚えやすくした言葉です。いざという時のために覚えて実践しましょう。



## ルールを守って公園利用を

公園維持・管理係／8階 ☎(3228)8032 FAX(3228)5677

### 公園内では禁止です

打ち上げ花火や大声で騒ぐなどの迷惑行為

近隣の方への大変な迷惑となります

サッカーや野球、ゴルフなどの球技

周りの人や近隣住宅に危険を及ぼす恐れがあります

ハト等への餌やり

餌のかすやフンが放置され、公園や近隣の衛生状態が悪くなります

### 犬の散歩はルールを守って

区立公園は、下記の公園を除き犬を連れての利用はできません。犬の散歩をする場合は「必ずリード(引き綱)をつける」「フンを持ち帰る」「ブラッシングをしない」などのルールを守りましょう。

### 犬を連れて利用可能な公園

- 江古田の森公園の一部(江古田3-14)
- 白鷺せせらぎ公園の園路(白鷺1-4)
- 平和の森公園のドッグラン及び公園北側の園路(新井3-37)
- 中野四季の森公園の園路(中野4-13)
- 桃園川緑道(中央1-12先<新宿境>~中野3-11先<杉並境>)
- おかのうえ公園の園路(東中野5-27)
- 本二東郷やすらぎ公園の園路(本町2-12・14)
- 本五ふれあい公園の園路(本町5-28)
- 南台いちよう公園の園路(南台1-15)
- 広町みらい公園の園路(弥生町6-1)



# ひとり親家庭のみなさんへ

子育てサービス係／3階  
☎(3228)5612  
FAX(3228)5657

## 困った時は気軽に相談を

母子・父子自立支援員がひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の方の生活・仕事・住宅などの状況を伺い、利用できるサービスや各種情報を紹介し、問題解決のお手伝いをします。相談内容や個人の秘密は堅く守ります。

相談方法 随時受け付け。まずは、子育てサービス係へ電話を



## ●状況に応じて、下表の生活支援サービスを受けられます

サービスの種類	対象	要件	内容	手続き
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	小学生以下のお子さんがあるひとり親家庭	就労している方が一時的な病気などで家事や育児ができない場合など	ホームヘルパーの派遣を受けられます(所得により自己負担金あり)	事前登録制 事前相談が必要
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	19歳以下のお子さんがあるひとり親家庭 ☆所得制限あり	雇用保険法による一般教育訓練講座を受講するとき	講座受講料などの60%相当額(上限・下限額あり)を受給できます ☆雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給中の方はそれとの差額	事前相談・ 審査が必要
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業		国家資格を取得するため、養成機関等で1年以上の修業をする場合(支給期間の上限あり)	一定期間の高等職業訓練促進給付金と修了支援給付金を受給できます	
東京都母子及び父子福祉資金貸付	19歳以下のお子さんがあるひとり親家庭	都内に6か月以上居住している	お子さんの修学や就学支度、親の技能習得や転宅などに必要な資金を借りられます	
母子生活支援施設入所	18歳未満のお子さんがある母子家庭	生活・就労・養育・住宅等の困難な問題を抱え、支援を必要とする場合	一定の期間の中で、養育支援、家庭運営支援など自立に向けた支援を受けられます	事前相談が必要

## ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入の減少への支援のため、低所得のひとり親世帯に給付金を支給します。

児童手当・子ども医療費助成係  
給付金専用ダイヤル ☎(3228)3253

### 対象者・給付額

基本給付=1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円加算

- ①6月分の児童扶養手当を受給した方
- ②障害年金などの公的年金等を受給していることにより、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付=1世帯5万円

上記①②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方

☆その他、都の新型コロナウイルス対策ひとり親家庭支援として、食料品等提供事業があります

### 申込み

基本給付①は申請不要です。該当する方には、7月下旬にお知らせを郵送し、8月下旬以降、児童扶養手当を受給している口座に振り込みます

基本給付②③と追加給付は郵送での申請が必要です。申請方法などについて詳しくは、区HPをご覧ください。上記給付金専用ダイヤルへ電話で問い合わせを



▲いずれも区HPをご覧ください